

高岡多職種ネット運用管理規約

第1章 総則

(目的)

第1条 この規約は、高岡市における医療、介護、保健、障がい福祉等に従事する多職種が保有する情報を共有し、連携を強化するためのネットワークシステム(以下「高岡多職種ネット」という。)の運用と管理について必要な事項を定め、効率的な運用及び安全かつ適正な管理を図ることを目的とする。

(高岡多職種ネットの内容)

第2条 この規約において、高岡多職種ネットとは、医療及び介護・保健・障がい福祉サービス等の支援を在宅で受ける者のプライバシー保護を図りながら、診療や日々のケア等から得られた情報を関係者間で共有し連携を強化することで、支援を受ける者に寄り添い、安心した生活を支えることを目的とした情報ネットワークシステムと定義する。

(運営主体)

第3条 高岡多職種ネットの運営主体は、高岡市（以下「市」という。）とする。

(高岡多職種ネットの管理)

第4条 高岡多職種ネットの安全かつ適正な運用を統括するため、市長寿福祉課にシステム管理者を置く。

2 システム管理者を補佐し、高岡多職種ネットの利用に係る申請等の事務手続を管理するため、市社会福祉課、子ども・子育て課、健康増進課に行政管理者、又、厚生連高岡病院、済生会高岡病院、JCHO高岡ふしき病院、高岡市民病院に病院管理者を置く。

3 高岡多職種ネットを利用する施設（以下「利用施設」という。）において個人情報の適正な取り扱いの遵守及び効率的な運用を図るため、利用施設ごとにシステム管理責任者を置き、利用施設の代表者が指名する者をもって充てる。

(システム対象者の範囲)

第5条 高岡多職種ネットにおいて情報共有する対象者（以下「システム対象者」という。）は、市内在住又は市が情報を共有することとした者で、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 在宅で医療及び介護・保健・障がい福祉サービス等の支援を受ける者
- (2) 今後、在宅で医療及び介護・保健・障がい福祉サービス等の支援を受けることが必要な者
- (3) その他市が必要と認める者

(利用施設の範囲)

第6条 利用施設は、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 市内の医療機関、助産所、薬局、介護保険サービス事業所、障がい福祉サービス事業所、児童福祉施設、教育関係機関等
- (2) 市外の医療機関、助産所、薬局、介護保険サービス事業所、障がい福祉サービス事業所、児童福祉施設、教育関係機関等であり、システム対象者に医療及び介護・保健サービス等の支援を行っている施設
- (3) その他市が必要と認める施設

(システム利用者の範囲)

第7条 高岡多職種ネットを利用することができる者（以下「システム利用者」という。）は、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 利用施設に勤務している者
- (2) その他市が必要と認める者

(高岡多職種ネットで取り扱う情報)

第8条 高岡多職種ネットで取り扱う情報は、次に掲げるものとする。

- (1) システム対象者の基本情報、家族情報、医療情報、介護サービス、保健事業等利用状況、身体・生活機能状況、住宅情報等に関すること。
- (2) 医療・介護・保健・福祉の連携に関すること。
- (3) その他市が行う在宅医療・介護連携推進事業等に関し必要なこと。

(部屋の内容)

第9条 高岡多職種ネットにおいて、システム利用者がシステム対象者の情報を共有するため、職能団体間の意見交換及び会議の開催等を行うための部屋（以下「部屋」という。）を設置するものとし、その管理はシステム管理者が行うこととする。

2 部屋の開設については、システム管理者若しくは行政管理者又は病院管理者がシステム対象者ごとに部屋を設置し、システム利用者を招待することにより情報共有を行うものとする。

(利用料)

第10条 高岡多職種ネットの利用に係る費用は、市が負担するものとする。ただし、高岡多職種ネットを利用するための端末（以下「利用端末」という。）及び通信機器並びに利用施設側の通信回線に係る費用は、利用施設の負担とする。

(利用端末の環境)

第11条 利用端末の動作環境については、次に掲げるものとし、利用施設は、動作環境を常に最新の状態に維持するものとする。

- (1) SSL通信が可能なブラウザを搭載すること。
- (2) ウイルス対策が施されていること。
- (3) 端末が動作するOSは、メーカーのサポートが維持されていること。
- (4) ブラウザにアカウントID及びパスワードを記憶させないこと。
- (5) ファイル共有ソフトを導入していないこと。
- (6) 高岡多職種ネットの電子証明書を搭載すること。

2 利用施設は、利用端末の物理的環境について、高岡多職種ネットの利用に関係のない第三者の閲覧を制限するため、必要な措置を講じるものとする。

3 利用施設は、前2項によるもののほか、必要なセキュリティ対策を施すものとする。

第2章 運営体制

(システム管理者)

第12条 システム管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 利用施設の登録・変更
- (2) システム利用者のアカウントID及び初期パスワードの発行・変更

- (3) 利用端末の電子証明書のダウンロード及びインストールの手順書の送付
- (4) 部屋の作成・閉鎖及び部屋に参加するシステム利用者の登録・変更
- (5) 利用施設の指導及び監督
- (6) その他高岡多職種ネットの運用管理

(行政管理者)

第 13 条 行政管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 高岡多職種ネットの利用に係る申請書類のとりまとめ及びシステム管理者への提出
- (2) システム利用者のアカウント I D 及び初期パスワードの発行・変更
- (3) 利用端末の電子証明書のダウンロード及びインストールの手順書の送付
- (4) 部屋の作成・閉鎖及び部屋に参加するシステム利用者の登録・変更
- (5) 利用施設の指導及び監督

(病院管理者)

第 14 条 病院管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 高岡多職種ネットの利用に係る申請書類のとりまとめ及びシステム管理者への提出
- (2) 部屋の作成・閉鎖及び部屋に参加するシステム利用者の登録・変更

(システム管理責任者)

第 15 条 システム管理責任者は、利用施設の代表者の命を受け、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 当該利用施設及びシステム利用者の登録管理
- (2) 当該利用施設のシステム利用者の指導及び教育
- (3) 当該利用施設の利用端末及び周辺機器の管理
- (4) 当該利用施設側の通信回線の管理

第 3 章 高岡多職種ネットの利用

(利用施設の登録等)

第 16 条 高岡多職種ネットの利用を希望する場合は、システム管理責任者は、高岡多職種ネット利用施設登録申請書（様式 1）をシステム管理者又は行政管理者に提出する。

2 行政管理者は、利用施設登録申請書を受け付け、システム管理者に送付する。

3 システム管理者は、利用施設登録申請書を審査し適当と認めた場合は、高岡多職種ネットに利用施設の登録を行う。

4 利用施設の登録事項に変更が生じた場合又は高岡多職種ネットの利用を停止する場合は、システム管理責任者は、高岡多職種ネット利用施設登録変更申請書（様式 2）又は高岡多職種ネット利用停止申請書（様式 3）をシステム管理者又は行政管理者に速やかに提出する。

(システム利用者の登録等)

第 17 条 高岡多職種ネットを利用施設の職員が利用する場合は、システム管理責任者は、高岡多職種ネット利用者登録申請書兼誓約書（様式 4）をシステム管理者又は行政管理者に提出する。

2 システム管理者又は行政管理者は、利用者登録申請書兼誓約書を審査し適当と認めた場合は、アカウント I D 及び初期パスワードを発行し、利用端末の電子証明書のダウンロード及びインストールの手順書と併せてシステム管理責任者に送付する。又、行政管理者は、発行したアカウント I D をシステム管理者に報告する。

- 3 システム利用者に変更が生じた場合又はシステム利用者が退職等に伴い高岡多職種ネットの利用が不要になった場合は、システム管理責任者は、事由発生後 14 日以内に高岡多職種ネット利用者登録変更申請書（様式 5）をシステム管理者又は行政管理者に速やかに提出する。

（部屋の設置確認）

第 18 条 システム利用者は、システム対象者の情報を共有する部屋の開設を希望する場合は、当該部屋が既に設置されていないかの確認をシステム管理責任者に依頼する。

- 2 システム管理責任者は、当該部屋の設置状況の確認をシステム管理者若しくは行政管理者又は病院管理者に依頼する。
- 3 行政管理者又は病院管理者は、当該部屋の設置状況の確認をシステム管理者に依頼する。
- 4 システム管理者は、当該部屋の設置状況を確認し、部屋の開設が必要かどうかを行政管理者又は病院管理者に連絡する。
- 5 システム管理者若しくは行政管理者又は病院管理者は、部屋の設置状況についてシステム管理責任者に連絡する。
- 6 システム管理責任者は、部屋の設置状況についてシステム利用者に連絡する。

（システム対象者の同意）

第 19 条 システム利用者は、システム対象者又はその家族等に対し、市及び連携する医療・介護関係者等が高岡多職種ネットを利用してシステム対象者の医療・介護等に関する情報を共有することを高岡多職種ネットの利用について（様式 6）を用いて説明し、高岡多職種ネットにおける情報共有同意書（様式 7）により同意を得るものとする。

- 2 児童福祉法第 25 条の 3 に定める要保護児童若しくは要支援児童及びその保護者又は特定妊婦に関する情報、その他要保護児童の適切な保護又は要支援児童若しくは特定妊婦への適切な支援を図るために必要な情報に該当する場合は、同意が得られなくても部屋を利用することができるものとする。
- 3 高齢者・障がい者虐待及び災害時の対応等、生命・身体・財産に関わる緊急を要する事態であり、支援を図るために必要な情報を共有する必要があると市が認める場合は、同意が得られなくても部屋を利用することができるものとする。

（部屋の開設等）

第 20 条 システム利用者は、部屋の開設を希望する場合は、高岡多職種ネット部屋開設等申請書（様式 8）及び高岡多職種ネットにおける情報共有同意書（様式 7）をシステム管理責任者に提出する。

- 2 システム管理責任者は、高岡多職種ネット部屋開設等申請書（様式 8）及び高岡多職種ネットにおける情報共有同意書（様式 7）に記載された内容を確認のうえ、システム管理者若しくは行政管理者又は病院管理者に申請書類を送付し、部屋の開設及びシステム利用者の部屋への登録を依頼する。
- 3 システム管理者若しくは行政管理者又は病院管理者は、高岡多職種ネット部屋開設等申請書（様式 8）及び高岡多職種ネットにおける情報共有同意書（様式 7）を審査し、部屋を開設のうえ、連携が必要なシステム利用者を部屋に招待して情報共有できるようにする。又、行政管理者又は病院管理者は、システム管理者に申請書類の写しを送付する。
- 4 システム利用者は、部屋へシステム利用者の追加及び削除を行う場合、又はシステム対象者の死亡等により部屋を利用する必要がなくなった場合は、速やかに高岡多職種ネット部屋利用

者登録変更申請書（様式 9）又は高岡多職種ネット部屋閉鎖申請書（様式 10）をシステム管理責任者に提出する。

5 システム管理責任者は、高岡多職種ネット部屋利用者登録変更申請書（様式 9）、又は高岡多職種ネット部屋閉鎖申請書（様式 10）に記載された内容を確認のうえ、システム管理者若しくは行政管理者又は病院管理者に申請書類を送付し、部屋の利用者の追加・削除又は部屋の閉鎖を依頼する。

6 システム管理者若しくは行政管理者又は病院管理者は、システム管理責任者から提出された申請書類を審査し、適当と認めた場合は、部屋へ利用者の追加・削除又は部屋の閉鎖を行う。又、行政管理者又は病院管理者は、システム管理者に申請書類の写しを送付する。

第 20 条の 2 高岡多職種ネットと連携可能な他団体が管理・運営するシステム（以下「他団体のシステム」という。）の利用者で、前条の規定により開設した高岡多職種ネットの部屋への参加を希望する者（以下「高岡多職種ネット参加希望者」という。）について、当該他団体のシステムを管理する者から、参加を希望する高岡多職種ネットの部屋（以下「参加希望部屋」という。）への登録依頼があった場合は、システム管理者若しくは行政管理者又は病院管理者は、当該高岡多職種ネット参加希望者を参加希望部屋に登録することができる。

（他団体のシステムが開設した部屋への追加）

第 20 条の 3 システム利用者は、他団体のシステムの部屋への参加を希望する場合（他団体のシステムの利用者登録をしない場合に限る。）は、システム管理責任者を通し、システム管理者に申し出るものとする。

2 前項の申し出があった際は、システム管理者は、他団体のシステム管理者に対して、当該他団体のシステムの部屋へのシステム利用者の参加について依頼するものとする。

（禁止行為）

第 21 条 システム利用者は、高岡多職種ネットの利用にあたっては、次に掲げる事項に該当する行為をしてはならない。

- (1) 著作権やその他の権利を侵害する行為
- (2) 法令に違反する行為又は違反のおそれのある行為
- (3) 営利を目的とする行為
- (4) 誹謗中傷する行為
- (5) 市及び他のシステム利用者に不利益を与える行為
- (6) 高岡多職種ネットの運用を妨げる行為
- (7) 本規約に違反する行為
- (8) 公序良俗に違反する行為
- (9) その他システム管理者が不適切と判断する行為

（システム障害時の対応）

第 22 条 システム利用者は、高岡多職種ネットに異常を認めた場合は、直ちにシステム管理責任者を通してシステム管理者に報告を行い、システム管理者の指示を受けなければならない。

2 システム管理者は、前項の報告を受けた場合、又は自ら障害を発見した場合は、その障害の内容や程度の把握、原因の調査を行ったうえで、適切な対策を講じるものとする。

（システム管理者の権限）

第 23 条 システム管理者は、高岡多職種ネットの保守点検を行う場合、又は障害が発生した場合

は、高岡多職種ネットの利用について、その一部又は全部を停止又は制限することができる。

- 2 システム管理者は、高岡多職種ネットを長期間利用していないシステム利用者のアカウント I D を削除することができる。
- 3 システム管理者は、本規約の規定に違反する行為が認められた場合、又は違反するおそれがあると判断した場合は、高岡多職種ネットの利用停止又はアカウント I D の削除を行うことができる。
- 4 システム管理者は、高岡多職種ネットに登録された内容が本規約の規定に違反する、又は違反するおそれがあると判断した場合は、その内容を削除することができる。

(個人情報の取扱い)

第 24 条 高岡多職種ネットの利用に伴う個人情報の取り扱いについては、別添「個人情報の適切な取り扱い方針」に定めるものとし、これを遵守するものとする。

(損害賠償)

第 25 条 紛失、盗難、コンピュータウイルスの感染、外部からの不正なアクセス等により、情報漏えい、改ざん、滅失、き損等が発生した場合、システム利用者の故意又は重大な過失によるものについては、利用施設が責任を負い、賠償するものとする。

- 2 システム利用者の本規約に違反する行為又は不正もしくは違法な行為によって、個人のプライバシーその他の権利を侵害するなどの損害を与えた場合は、利用施設が責任を負い、賠償するものとする。

(補則)

第 26 条 この規約に定めるもののほか、高岡多職種ネットの運用に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規約は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規約は、令和 6 年 8 月 1 日から施行する。

個人情報の適切な取り扱い方針

この方針は、医療・介護・保健・障がい福祉業務等に携わる医師、看護師、薬剤師、介護支援専門員、相談支援専門員等が、システム対象者の診療、介護等に関わる個人情報の取り扱いについて、高岡多職種ネットを利用して適切に管理するために必要な事項を定める。

1 個人情報とは

生存する個人に関する情報であつて、氏名、生年月日、その他の記述により特定の個人を識別することができるものをいう。（居宅療養者の氏名が書かれたメモ等も個人情報に該当する。）

2 システム利用者の認証

高岡多職種ネットを利用する場合は、利用端末は市が発行する電子証明書を搭載したものを使用し、アカウントID及びパスワードによる認証を要するものとする。

アカウントID及びパスワードは、システム利用者の責任において管理し、アカウントID及びパスワード申請者以外に使用させることはできないものとする。

3 高岡多職種ネット利用の承認

システム利用者は、あらかじめ高岡多職種ネット利用者登録申請書兼誓約書（様式4）をシステム管理責任者を通じてシステム管理者又は管理者に提出し、高岡多職種ネットの利用に関する所定の手続きをしなければならない。

システム管理者又は管理者並びにシステム管理責任者は、次に掲げる事項を遵守し、個人情報を適切に管理できる環境にあることを確認しなければならない。

- ・高岡多職種ネットの利用を申請する者がシステム対象者の医療・介護保険サービス等を担当する者であることを確認する。
- ・システム利用者がシステム対象者に関する個人情報の取り扱いについて、漏えいや目的外に利用しないことを誓約しているか確認する。
- ・医療・介護サービス関係者等がシステム対象者の個人情報を共有することの取り扱いについて、本人又は家族等から同意を得ているか確認する。

4 高岡多職種ネットを利用する全ての者の責務

システム管理者、行政管理者、病院管理者、システム管理責任者、システム利用者は、個人情報取扱事業者として、「個人情報の保護に関する法律」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」及び「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」等に定める事項及び下記の事項について遵守しなければならない。

（1）利用目的の特定

システム利用者は、個人情報を取り扱うにあたっては、その利用目的の範囲について、医療・介護・保健・障がい福祉サービス等を担当する事業者が通常必要とされる次に掲げ

る業務に特定しなければならない。

- ・システム対象者等に提供する医療・介護・障がい福祉サービス等
- ・病院、診療所、薬局、訪問看護ステーション、介護・障がい福祉サービス事業者等との連携
- ・医療機関等からの照会への回答
- ・システム対象者等の診療等にあたり外部の医師等の意見・助言を求める場合
- ・家族等への病状説明、心身の状況説明
- ・医療・介護・障がい福祉サービス等や業務の維持・改善のための基礎資料
- ・システム対象者等に提供する介護・障がい福祉サービス等
- ・サービス担当者会議等によるサービス事業者等との連携
- ・妊産婦、乳幼児等への妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援

(2) 利用目的の公表

システム利用者は、個人情報を取り扱う業務の利用目的を制限して利用することについて、「高岡多職種ネットの利用について（様式6）」を用いてシステム対象者に説明を行わなければならない。

(3) 安全及び正確性の確保

システム利用者及びシステム管理責任者は、適正な医療・介護・障がい福祉サービス等を提供するため必要な範囲において取得したシステム対象者の個人データについて、安全及び正確性の確保に必要な下記の事項を遵守しなければならない。

- ・利用施設は、システム利用者の中からシステム管理責任者を置き、個人情報の適切な取り扱いがなされるよう監督を行う。
- ・利用施設は、その従業者及び従業者であった者との雇用契約や就業規則、教育研修等において、個人データの取り扱いについて守秘義務を課すなど必要かつ適切な監督を行う。
- ・利用施設は、民間事業者等に高岡多職種ネットの利用端末の保守を委託する場合は、契約において個人情報の適切な取り扱いを規定し、受託者に対して必要かつ適切な監督を行う。
- ・システム利用者は、個人データの保護が確保されるよう、安全かつ適正な運用をしなければならない。
- ・システム利用者は、高岡多職種ネットを通じて入手した個人情報を第三者に漏洩してはいけない。
- ・システム管理責任者は、個人データの漏えい等が発生した場合、又は発生のおそれが高いと判断した場合は、システム管理者に直ちに報告し、必要な措置を講じる。
- ・高岡多職種ネットに登録されている個人情報及び利用端末は、業務用にのみ使用する。
- ・利用端末及び通信機器等の環境は、システム管理者により情報セキュリティ上の安全性を認められた環境にのみ使用する。
- ・利用端末には電子証明書をインストールする。電子証明書のパスワードは適切に管理する。

- ・利用端末には、セキュリティを維持するためOSのアップデート及びウイルス対策ソフトを導入し、常に最新のウイルス定義に更新する。
- ・パソコンやタブレット端末等の移動可能な利用端末を使用する場合は、利用施設の責任において厳重に管理するものとし、情報及び利用端末の持ち出しに関する方針及び管理方法等を運用管理規定に定める。又、利用端末には画面ロック等をかけるなど、盗難、紛失時の情報漏えいを防ぐ手立てについても運用管理規定に定める。
- ・情報が格納された可搬媒体（USBメモリー等）の使用は、業務用にのみ可能とする。利用施設において可搬媒体を使用する場合は、可搬媒体の利用台帳を作成するとともに、盗難、紛失時の対応等について運用管理規定に定める。又、運用管理規定に定めた可搬媒体を利用する際の留意事項及び盗難、紛失時の対応について、システム利用者に周知徹底し、教育を行う。
- ・高岡多職種ネットを起動（ログイン）する際に使用するアカウントID及びパスワードの使用及び管理については、システム利用者及び利用施設が責任を負うものとする。
- ・アカウントID及びパスワードは、利用を許可された本人以外が使用してはならない。又、ブラウザ等でのパスワードの自動保存入力機能は利用してはならない。
- ・アカウントID及びパスワードは、第三者に知られないように厳重に管理するとともに、定期的に変更する等の措置を講じる。
- ・アカウントID及びパスワードが不明になった場合は、速やかにシステム管理責任者を通じてシステム管理者及び管理者に報告する。
- ・高岡多職種ネットに登録されている個人データは、利用端末には保存してはならない。
- ・高岡多職種ネットに登録されている個人データは、制度上必要なカンファレンスで必要最小限程度の転記や印刷と特定関係者内部での利用、又は事例報告で個人が特定できないように加工する場合等を除き、システム管理者の許可なく、無断で他の情報システム等に複写してはならない。

（４）個人データの取り扱いに関する本人の同意

システム利用者は、個人データの取り扱いに関する本人の同意について、次の事項を遵守しなければならない。

- ・医療関係事業者が、療養者に医療サービスを提供するために必要な利用目的の範囲において、外部の医療関係事業者に個人データを提供することについては包括的な本人の黙示による同意を得ていると判断することができるが、疾病の内容等によって、あらかじめ本人の明確な同意を得ることが好ましい場合は書面等による本人の同意を得なければならない。
- ・介護関係事業者については、介護保険法に基づく指定基準により、サービス担当者会議等で本人及び家族の個人データを用いる場合は、事業所内の掲示による本人の同意ではなく、あらかじめ文書により本人及び家族の同意を得なければならないと規定されており、これに準拠しなければならない。
- ・障害児・者関係事業者については、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律および児童福祉法に基づく基準により、ケース会議等で本人及び家族の個人データを用いる場合は文書により同意を得なければいけないと規定されているため、これに準

拠しなければならない。

(5) 本人からの求めによる保有個人データの開示

医療・介護関係事業者等は、療養者本人から、当該本人が識別される保有個人データの開示を求められたときは、本人に対し、書面の交付による方法等により、遅滞なく、当該個人データを開示しなければならない。

なお、システム管理者又は管理者は、開示に必要な個人データの利用状況等を速やかに医療・介護関係事業者等に提供しなければならない。

ただし、個人データを開示することで業務の適正な実施に著しい支障をおよぼすおそれがある場合など法令等に定める開示の例外に該当する場合は開示しないことができる。